

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する
調査結果概要（本県公立学校）

令和6年10月
栃木県教育委員会事務局 学校安全課

本資料は、統計法第33条に基づき、「文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票情報を利用し、県教育委員会が本県公立学校分の調査結果を集計したものである。

1 調査結果概要と主な傾向

(1) いじめ [小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)、特別支援学校]

○ 概要

いじめの認知件数は6,183件(前年度5,160件)であり、前年度に比べ1,023件増加した。児童生徒1,000人当たりの認知件数は35.0件(前年度28.6件)であった。

○ 主な傾向

- ・ 前年度と比べ小学校で675件増加、中学校で199件増加、高等学校で107件増加、特別支援学校で42件増加した。
- ・ いじめの解消率は、全体では79.5%(前年度78.6%)であった。
- ・ いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査等」が最も多かった。
- ・ いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多かった。
- ・ いじめの「重大事態」の件数は31件(前年度26件)であり、前年度に比べ5件増加した。その内、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」に該当するものが9件、第2号に規定する「重大事態」に該当する事案が10件、第1号、第2号両方に該当する事案が12件であり、校種別では、小学校で13件、中学校で6件、高等学校で12件、特別支援学校で0件であった。

(2) 暴力行為 [小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)]

○ 概要

発生件数は1,339件(前年度1,175件)であり、前年度に比べ164件増加した。児童生徒1,000人当たりの発生件数は、7.7件(前年度6.6件)であった。

○ 主な傾向

- ・ 対教師暴力は159件(前年度264件)であり、前年度に比べ105件減少した。校種別では、小学校で91件減少、中学校で10件減少、高等学校で4件減少した。
- ・ 生徒間暴力は995件(前年度751件)であり、前年度に比べ244件増加した。校種別では、小学校で202件増加、中学校で35件増加、高等学校で7件増加した。
- ・ 対人暴力は6件(前年度9件)であり、前年度に比べ3件減少した。校種別では、小学校で1件減少、中学校で2件減少した。高等学校は1件で同数であった。
- ・ 器物損壊は179件(前年度151件)であり、前年度に比べ28件増加した。校種別では、小学校で1件増加、中学校で14件増加、高等学校では13件増加した。

(3) 長期欠席 [小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制)]

ア 小・中学校(義務教育学校を含む)

○ 概要

- ・ 長期欠席した児童生徒数は、小・中学校を合わせて8,115人(前年度7,550人)であり、前年度に比べて565人増加した。

- ・ 病気を理由に長期欠席した児童生徒数は、小・中学校合わせて1,710人(前年度951人)であり、長期欠席者に占める割合は21.1%(前年度12.6%)であった。
- ・ 経済的理由で長期欠席した児童生徒数は、小・中学校ともに0人(前年度0人)であった。
- ・ 不登校児童生徒数は、小・中学校を合わせて5,805人(前年度5,137人)であり、前年度に比べ668人増加した。長期欠席者に占める割合は71.5%(前年度68.0%)であった。また、児童生徒100人当たりの不登校児童生徒の割合は4.14%(前年度3.60%)であった。

○ 主な傾向(不登校)

- ・ 小学校の不登校児童数は1,945人(前年度1,558人)であり、前年度に比べ387人増加した。不登校児童の割合は2.12%(前年度1.67%)であった。
- ・ 中学校の不登校生徒数は3,860人(前年度3,579人)であり、前年度に比べ281人増加した。不登校生徒の割合は7.96%(前年度7.24%)であった。

イ 高等学校(全日制・定時制)

○ 概要

- ・ 長期欠席した生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて1,230人(前年度1,339人)であり、前年度に比べて109人減少した。
- ・ 病気を理由に長期欠席した生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて285人(前年度265人)であり、長期欠席者に占める割合は23.2%(前年度19.8%)であった。
- ・ 経済的理由で長期欠席した生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて6人(前年度2人)であった。長期欠席者に占める割合は0.5%(前年度0.1%)であった。
- ・ 不登校生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて891人(前年度990人)であり、前年度に比べて99人減少し、長期欠席者に占める割合は72.4%(前年度73.9%)であった。また、生徒100人当たりの不登校生徒の割合は2.68%(前年度2.92%)であった。

○ 主な傾向(不登校)

- ・ 全日制課程の不登校生徒数は670人(前年度758人)であり、前年度に比べ88人減少した。不登校生徒の割合は2.07%(前年度2.30%)であった。
- ・ 定時制課程の不登校生徒数は221人(前年度232人)であり、前年度に比べ11人減少した。不登校生徒の割合は23.71%(前年度24.71%)であった。

(4) 中途退学 [高等学校(全日制・定時制・通信制)]

○ 概要

高等学校における中途退学者数は393人(前年度315人)であり、前年度に比べて78人増加した。生徒100人当たりの中途退学者の割合は1.15%(前年度0.90%)であった。

○ 主な傾向

- ・ 全日制課程の中途退学者数は275人(前年度195人)であり、前年度に比べ80人増加した。中途退学者の割合は0.85%(前年度0.59%)であった。
- ・ 定時制課程の中途退学者数は85人(前年度98人)であり、前年度に比べ13人減少した。中途退学者の割合は9.09%(前年度10.44%)であった。
- ・ 通信制課程の中途退学者数は33人(前年度22人)であり、前年度に比べ11人増加した。中途退学者の割合は3.31%(前年度2.29%)であった。
- ・ 主な中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」と「進路変更」であり、この2つで全体の約80%を占めている。

【資料】

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 「暴力行為」の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象とすること。

- 「対教師暴力」の例
 - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
 - ・ 教師の胸ぐらをつかんだ。
 - ・ 養護教諭めがけていすを投げつけた。
- 「生徒間暴力」の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
 - ・ 高等学校在籍の生徒が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- 「対人暴力」の例
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
 - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- 「器物損壊」の例
 - ・ トイレのドアを故意に壊した。
 - ・ 補修を要する落書きをした。
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
 - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。

3 「長期欠席者」の定義

令和6(2024)年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和5年度間(令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの1年間)に30日以上欠席した(連続したものであるか否かを問わない)児童生徒数。

〔長期欠席の理由〕

(1) 病気：本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。)

(2) 経済的理由：家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない理由で長期欠席した者。

(3) 不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。)

○ 「不登校」の具体例

- ・ 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・ 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・ 無気力で何となく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・ 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない(できない)。

(4) その他：「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

○ 「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・ 感染症の回避(ただし、「非常災害等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、生徒指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席としないとされた者を除く。)

※ 新型コロナウイルスの感染回避(令和5年度調査より削除)

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。

4 「中途退学」の定義

退学者とは、令和5年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等を行い、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。

令和5年度 いじめの状況

栃木県教育委員会

1. 調査対象

本県公立学校〔小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)、特別支援学校〕

2. いじめの認知学校数・認知件数

区分	年度	公立学校 総数(A)	認知学校数 (B)	認知した学校 の割合(%) (B/A×100)	認知件数 (C)	1校当たりの 認知件数 (C/A)	1,000人当たり の認知件数	いじめの 解消率(%)
小学校	R3	352	299	84.9	3,684	10.5	38.7	76.5
	R4	346	293	84.7	3,590	10.4	38.5	76.4
	R5	340	301	88.5	4,265	12.5	46.6	78.7
中学校	R3	158	133	84.2	1,172	7.4	23.5	85.6
	R4	157	136	86.6	1,364	8.7	27.6	84.3
	R5	154	134	87.0	1,563	10.1	32.2	81.8
高校 特別支援	R3	85	54	63.5	209	2.5	5.5	89.5
	R4	85	57	67.1	206	2.4	5.5	79.1
	R5	85	63	74.1	355	4.2	9.7	78.9
合計	R3	595	486	81.7	5,065	8.5	27.6	79.2
	R4	588	486	82.7	5,160	8.8	28.6	78.6
	R5	579	498	86.0	6,183	10.7	35.0	79.5

3. いじめ発見のきっかけ

区分	年度	担任 教師	他の 教師	養護 教諭	SC ほか	アンケート 調査等	本人 から	本人の 保護者	他の児 童生徒	本人以 外の保 護者	地域 住民	関係 機関	その他
小学校	R3	367	67	12	5	1,700	781	561	135	41	2	10	3
	R4	301	66	17	14	1,591	812	594	130	59	1	2	3
	R5	506	95	9	3	1,749	865	796	178	50	3	11	0
中学校	R3	79	64	23	8	525	249	161	41	22	0	0	0
	R4	72	53	7	5	715	236	198	48	29	0	1	0
	R5	137	57	21	1	589	411	244	73	26	0	4	0
高校 特別支援	R3	18	4	0	0	127	37	14	8	1	0	0	0
	R4	12	6	3	1	70	84	21	5	4	0	0	0
	R5	21	9	0	3	104	159	36	13	10	0	0	0
合計	R3	464	135	35	13	2,352	1,067	736	184	64	2	10	3
	R4	385	125	27	20	2,376	1,132	813	183	92	1	3	3
	R5	664	161	30	7	2,442	1,435	1,076	264	86	3	15	0

4. いじめの態様(複数回答) [上段は回答数、下段は各区分におけるいじめの認知件数に対する割合(%)]

区分	年度	を口冷	無仲	りぶ軽	すたひ	金	てれ金	りとな	嫌な	こでパ	その他
		言やや	視間	、ふく	るかど	品を	れた品	、危な	、な	とをひ	
小学校	R3	1,952	573	848	187	23	241	462	123	36	
		53.0	15.6	23.0	5.1	0.6	6.5	12.5	3.3	1.0	
	R4	1,967	613	937	196	38	334	510	137	64	
		54.8	17.1	26.1	5.5	1.1	9.3	14.2	3.8	1.8	
	R5	2,392	641	922	237	60	249	598	102	49	
		56.1	15.0	21.6	5.6	1.4	5.8	14.0	2.4	1.1	
中学校	R3	774	164	140	15	7	74	80	141	5	
		66.0	14.0	11.9	1.3	0.6	6.3	6.8	12.0	0.4	
	R4	899	207	176	28	13	100	84	132	15	
		65.9	15.2	12.9	2.1	1.0	7.3	6.2	9.7	1.1	
	R5	1,006	185	184	46	18	84	125	179	8	
		64.4	11.8	11.8	2.9	1.2	5.4	8.0	11.5	0.5	
高校 特別支援	R3	121	36	26	6	3	11	3	23	9	
		57.9	17.2	12.4	2.9	1.4	5.3	1.4	11.0	4.3	
	R4	136	18	22	0	3	10	17	19	4	
		66.0	8.7	10.7	0.0	1.5	4.9	8.3	9.2	1.9	
	R5	222	36	41	10	5	18	28	43	11	
		62.5	10.1	11.5	2.8	1.4	5.1	7.9	12.1	3.1	
合計	R3	2,847	773	1,014	208	33	326	545	287	50	
		56.2	15.3	20.0	4.1	0.7	6.4	10.8	5.7	1.0	
	R4	3,002	838	1,135	224	54	444	611	288	83	
		58.2	16.2	22.0	4.3	1.0	8.6	11.8	5.6	1.6	
	R5	3,620	862	1,147	293	83	351	751	324	68	
		58.5	13.9	18.6	4.7	1.3	5.7	12.1	5.2	1.1	

5. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	年度	発生件数	第1号 ※1	第2号 ※2	第1, 2号 ※3
小学校	R3	7	2	4	1
	R4	6	2	3	1
	R5	13	2	6	5
中学校	R3	5	3	2	0
	R4	9	1	4	4
	R5	6	1	3	2
高校 特別支援	R3	5	0	2	3
	R4	11	8	1	2
	R5	12	6	1	5
合計	R3	17	5	8	4
	R4	26	11	8	7
	R5	31	9	10	12

※1 法第28条第1項第1号規定「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

※2 法第28条第1項第2号規定「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

※3 第1号規定と第2号規定の両方に該当するもの

令和5年度 暴力行為の状況

栃木県教育委員会

1. 調査対象

本県公立学校〔小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)〕

2. 暴力行為発生件数及び児童生徒1,000人当たりの発生件数

年度	区分	小学校	中学校	高校	合計
R3	発生件数	947	282	53	1,282
	1,000人当たりの発生件数	10.0	5.7	1.5	7.1
R4	発生件数	800	328	47	1,175
	1,000人当たりの発生件数	8.6	6.6	1.3	6.6
R5	発生件数	911	365	63	1,339
	1,000人当たりの発生件数	9.9	7.5	1.8	7.7

3. 暴力行為発生件数の内訳

区分	年度	対教師	生徒間	対人	器物損壊	合計
小学校	R3	352	520	1	74	947
	R4	205	499	2	94	800
	R5	114	701	1	95	911
中学校	R3	19	193	3	67	282
	R4	52	223	6	47	328
	R5	42	258	4	61	365
高校	R3	4	37	1	11	53
	R4	7	29	1	10	47
	R5	3	36	1	23	63
合計	R3	375	750	5	152	1,282
	R4	264	751	9	151	1,175
	R5	159	995	6	179	1,339

令和5年度 長期欠席の状況

栃木県教育委員会

1. 調査対象

本県公立学校〔小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制)〕

2. 長期欠席者の状況

区分	年度	人数及び長期欠席者に占める割合	理由別長期欠席者数									新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計
			病気	経済的理由	不登校			合計						
					*うち、50日以上欠席している者									
					うち、90日以上欠席している者									
					うち、出席日数が10日以下の者									
			うち、出席日数が0日の者											
小学校	R3	人数	281	0	1,181	/	529	103	35	437	344	2,243		
		割合(%)	12.5	0.0	52.7	/	(44.8)	(8.7)	(3.0)	19.5	15.3	100		
	R4	人数	368	0	1,558	/	673	114	29	330	684	2,940		
		割合(%)	12.5	0.0	53.0	/	(43.2)	(7.3)	(1.9)	11.2	23.3	100		
	R5	人数	980	0	1,945	1,440	917	135	43	/	451	3,376		
		割合(%)	29.0	0.0	57.6	(74.0)	(47.1)	(6.9)	(2.2)	/	13.4	100		
中学校	R3	人数	416	0	3,007	/	1,814	400	119	177	218	3,818		
		割合(%)	10.9	0.0	78.8	/	(60.3)	(13.3)	(4.0)	4.6	5.7	100		
	R4	人数	583	0	3,579	/	2,096	471	141	83	365	4,610		
		割合(%)	12.6	0.0	77.6	/	(58.6)	(13.2)	(3.9)	1.8	7.9	100		
	R5	人数	730	0	3,860	3,159	2,341	479	149	/	149	4,739		
		割合(%)	15.4	0.0	81.5	(81.8)	(60.6)	(12.4)	(3.9)	/	3.1	100		
小中合計	R3	人数	697	0	4,188	/	2,343	503	154	614	562	6,061		
		割合(%)	11.5	0.0	69.1	/	(55.9)	(12.0)	(3.7)	10.1	9.3	100		
	R4	人数	951	0	5,137	/	2,769	585	170	413	1,049	7,550		
		割合(%)	12.6	0.0	68.0	/	(53.9)	(11.4)	(3.3)	5.5	13.9	100		
	R5	人数	1,710	0	5,805	4,599	3,258	614	192	/	600	8,115		
		割合(%)	21.1	0.0	71.5	(79.2)	(56.1)	(10.6)	(3.3)	/	7.4	100		
高校全日制	R3	人数	169	1	537	/	40	7	3	11	37	755		
		割合(%)	22.4	0.1	71.1	/	(7.4)	(1.3)	(0.6)	1.5	4.9	100		
	R4	人数	199	1	758	/	76	14	6	7	52	1,017		
		割合(%)	19.6	0.1	74.5	/	(10.0)	(1.8)	(0.8)	0.7	5.1	100		
	R5	人数	237	2	670	224	68	15	3	/	43	952		
		割合(%)	24.9	0.2	70.4	(33.4)	(10.1)	(2.2)	(0.4)	/	4.5	100		
高校定時制	R3	人数	55	2	226	/	61	5	2	0	50	333		
		割合(%)	16.5	0.6	67.9	/	(27.0)	(2.2)	(0.9)	0	15.0	100		
	R4	人数	66	1	232	/	60	20	4	0	23	322		
		割合(%)	20.5	0.3	72.0	/	(25.9)	(8.6)	(1.7)	0	7.1	100		
	R5	人数	48	4	221	113	41	10	4	/	5	278		
		割合(%)	17.3	1.4	79.5	(51.1)	(18.6)	(4.5)	(1.8)	/	1.8	100		
高校合計	R3	人数	224	3	763	/	101	12	5	11	87	1,088		
		割合(%)	20.6	0.3	70.1	/	(13.2)	(1.6)	(0.7)	1	8.0	100		
	R4	人数	265	2	990	/	136	34	10	7	75	1,339		
		割合(%)	19.8	0.1	73.9	/	(13.7)	(3.4)	(1.0)	0.5	5.6	100		
	R5	人数	285	6	891	337	109	25	7	/	48	1,230		
		割合(%)	23.2	0.5	72.4	(37.8)	(12.2)	(2.8)	(0.8)	/	3.9	100		

〔()内の数字は、項目内の割合〕

*令和5年度調査より追加

3. 不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の割合

(1) 小中学校

年度	小学校		中学校		合計	
	不登校児童数※	不登校児童の割合(%)	不登校生徒数※	不登校生徒の割合(%)	不登校児童生徒数※	不登校児童生徒の割合(%)
R3	1,181	1.24	3,007	6.03	4,188	2.89
R4	1,558	1.67	3,579	7.24	5,137	3.60
R5	1,945	2.12	3,860	7.96	5,805	4.14

(2) 高等学校(全日制・定時制)

年度	全日制		定時制		合計	
	不登校生徒数※	不登校生徒の割合(%)	不登校生徒数※	不登校生徒の割合(%)	不登校生徒数※	不登校生徒の割合(%)
R3	537	1.59	226	23.18	763	2.19
R4	758	2.30	232	24.71	990	2.92
R5	670	2.07	221	23.71	891	2.68

※不登校児童生徒数…1年間に「不登校」を理由として30日以上登校しなかった児童生徒数

4. 不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)

[上段は回答数、下段の構成比は各区分における不登校児童生徒数に対する割合]

区分 学校種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	あい つ た め の 被 害 の 情 報 や 相 談 が	た め い ぐ る 問 題 の 害 を 報 告 し た こ と が あ っ た	い じ め の 被 害 を 除 く こ と が あ っ た	情 報 や 相 談 の 関 係 を め ぐ る 問 題 の	出 学 の 不 振 や 頻 繁 な 宿 題 の 未 提	あ っ た こ と に 関 する 相 談 が	る 相 談 が あ っ た こ と に 関 する 相 談 が	相 談 が あ っ た こ と に 関 する 相 談 が	情 報 や 相 談 が あ っ た こ と に 関 する 問 題 の	が あ っ た こ と に 関 する 相 談	あ っ た こ と に 関 する 相 談 が	い 等 校 の 生 活 に 対 し て あ っ た こ と に 関 する 相 談 が	不 安 ・ 抑 う つ の 相 談 が あ っ た	あ っ た こ と に 関 する 相 談 が	て の 別 の 求 め や 相 談 が あ っ た こ と に 関 する 相 談 が
小学校	把握した 事実	42	301	109	444	66	96	213	439	590	21	637	468	198	132
	割合(%)	2.2	15.5	5.6	22.8	3.4	4.9	11.0	22.6	30.3	1.1	32.8	24.1	10.2	6.8
中学校	把握した 事実	26	665	108	618	91	229	238	453	843	76	1,471	1,084	239	158
	割合(%)	0.7	17.2	2.8	16.0	2.4	5.9	6.2	11.7	21.8	2.0	38.1	28.1	6.2	4.1
小中合計	把握した 事実	68	966	217	1,062	157	325	451	892	1,433	97	2,108	1,552	437	290
	割合(%)	1.2	16.6	3.7	18.3	2.7	5.6	7.8	15.4	24.7	1.7	36.3	26.7	7.5	5.0
全日制 高校	把握した 事実	13	118	6	95	7	57	33	48	131	21	262	85	12	13
	割合(%)	1.9	17.6	0.9	14.2	1.0	8.5	4.9	7.2	19.6	3.1	39.1	12.7	1.8	1.9
定時制 高校	把握した 事実	4	14	4	8	2	7	13	12	48	50	49	38	5	5
	割合(%)	1.8	6.3	1.8	3.6	0.9	3.2	5.9	5.4	21.7	22.6	22.2	17.2	2.3	2.3
高校 合計	把握した 事実	17	132	10	103	9	64	46	60	179	71	311	123	17	18
	割合(%)	1.9	14.8	1.1	11.6	1.0	7.2	5.2	6.7	20.1	8.0	34.9	13.8	1.9	2.0

令和5年度 中途退学の状況

栃木県教育委員会

1. 調査対象

本県公立学校〔高等学校(全日制・定時制・通信制)〕

2. 中途退学者数及び中途退学者の割合

年度	全日制		定時制		通信制		全定通合計		全定合計	
	中途退学者数※	中途退学者の割合(%)	中途退学者数※	中途退学者の割合(%)	中途退学者数※	中途退学者の割合(%)	中途退学者数※	中途退学者の割合(%)	中途退学者数※	中途退学者の割合(%)
R3	185	0.55	77	7.90	35	3.53	297	0.83	262	0.75
R4	195	0.59	98	10.44	22	2.29	315	0.90	293	0.86
R5	275	0.85	85	9.09	33	3.31	393	1.15	360	1.08

※中途退学者とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則第69条第5号の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。

3. 理由別中途退学者数及び構成比

	全日制		定時制		通信制		全定通合計		全定合計	
	人数	構成比(項目内)※(%)	人数	構成比(項目内)※(%)	人数	構成比(項目内)※(%)	人数	構成比(項目内)※(%)	人数	構成比(項目内)※(%)
学業不振	18	6.5	0	0.0	1	3.0	19	4.8	18	5.0
学校生活・学業不適應	127	46.2	35	41.2	6	18.2	168	42.7	162	45.0
進路変更	98	35.6	33	38.8	12	36.4	143	36.4	131	36.4
別の高校への入学を希望	72	(73.5)	7	(21.2)	0	(0.0)	79	(55.2)	79	(60.3)
専修・各種学校への入学を希望	2	(2.0)	1	(3.0)	1	(8.3)	4	(2.8)	3	(2.3)
就職を希望	12	(12.2)	24	(72.7)	3	(25.0)	39	(27.3)	36	(27.5)
高卒程度認定試験受験を希望	6	(6.1)	0	(0.0)	1	(8.3)	7	(4.9)	6	(4.6)
その他	6	(6.1)	1	(3.0)	7	(58.3)	14	(9.8)	7	(5.3)
病気・けが・死亡	5	1.8	4	4.7	1	3.0	10	2.5	9	2.5
経済的理由	1	0.4	1	1.2	0	0.0	2	0.5	2	0.6
家庭の事情	4	1.5	2	2.4	3	9.1	9	2.3	6	1.7
問題行動等	14	5.1	6	7.1	2	6.1	22	5.6	20	5.6
その他の理由	8	2.9	4	4.7	8	24.2	20	5.1	12	3.3
合計	275	100	85	100	33	100	393	100	360	100

※構成比における()内の数字は項目内の割合